

## 武富士の会社更生申立に対する声明

本日、消費者金融業界大手の武富士が会社更生を申し立てた。武富士は、消費者金融の草分け的存在として急成長し、その後長らく消費者金融業界をリードしてきた。しかし、その経営実態はまさに「高金利」「過剰融資」「過酷な取立」という「サラ金三悪」を具現化したものであり、これまで数々の社会問題を引き起こしつつ多重債務被害を拡散させてきた。深刻な多重債務被害の救済と庶民向け金融の適性化・健全化を求める国民の声に支持されて成立した改正貸金業法が完全施行されるに至った本年に、生活困窮者から高利を貪り続けるというビジネスモデルで肥大化した武富士が倒産手続により市場から撤退をすることはあまりにも当然のことと受け止めている。

今後、裁判所・更生管財人の管理・監督下で遂行される会社更生手続においては、武富士が多重債務被害者から強行法規である利息制限法を超過する高金利を徴収し肥大化し、創業者一族に巨額の富を蓄積させた企業であることを踏まえて、顧客保護を最優先とされることを強く要望する。

具体的には、利息制限法に基づく取引関係の清算を直ちに行うこと、とりわけ現在取引継続中の顧客については利息制限法充当再計算に基づき法律上有効に存在する債務額以上の支払い請求を直ちに中止すること、債務が消滅し、過払いとなっている顧客に対する支払い請求を直ちに中止することを強く求める。

その上で現在及び過去の顧客に対し利息制限法充当再計算の結果及び債権届出方法を速やかに、かつ分かりやすく告知・説明すること、その際には取引当初からの全ての取引について一連一体の貸付であるとして利息制限法を徹底遵守した充当計算方法を採用することを求める。

今後遂行される倒産手続において、裁判所・更生管財人は、過払い債権者が支払わなくても良い債務の支払に長年苦しまれてきた被害者であると位置付け、武富士を介して生活困窮者より利益を吸い上げてきた金融機関等に優先する扱いをすること、巨額の財を蓄積した創業者一族等経営陣の責任追及を徹底的に行い、その私財より被害回復を図らせることが求められる。また多数の顧客・過払い債権者の権利確保のためには官民挙げた取組態勢の構築が急務である。私たちは、武富士の倒産手続の推移を顧客・被害者の立場から厳しく監視して行く所存である。

2010年9月28日

全国クレジット・サラ金問題対策協議会  
代表幹事 木村 達也